

議案第106号

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項第3号ハ」を「第15条第1項第4号ハ」に改める。

附 則

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）附則第1条本文に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

水防法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。